2026 年 11 月 1 日

電気需給約款　別表（九州電力管内）

1. 契約電力および契約容量の計算方法

12.（電灯需要）(2)ハまたは 13.（電力需要）(1)ハの場合の契約電力は、次により算定します。ただし、契約電力を算定する場合は、別途定める力率を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/ 1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/ 1,000

2. 契約種別および料金

(1)　ファミリープラン

イ　基 本 料 金

基本料金は、１ヶ月につき次のとおりとします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 10 アンペアにつき	441 円 69 銭

（　契約電流15アンペアの場合　474円36銭　）

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その１ヶ月の使用電力量によって算定します

最初の 120kWh までの１kWh につき	18 円 33 銭
120kWh をこえ 300kWh までの１kWh につき	23 円 93 銭
300kWh をこえる１kWh につき	26 円 93 銭

(2)　オフィスプラン

イ　基 本 料 金

基本料金は、１ヶ月につき次のとおりとします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	441 円 69 銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、その１ヶ月の使用電力量によって算定します

最初の 120kWh までの１kWh につき	18 円 33 銭
120kWh をこえ 300kWh までの１kWh につき	23 円 93 銭
300kWh をこえる１kWh につき	26 円 93 銭

(3)　お昼ｄｅオール電化プラン

イ　基 本 料 金

基本料金は、１ヶ月につき次のとおりとします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

イ）契約電力が10kW以下の場合

１ 契 約 に つ き	2,761円00銭

ロ）契約電力が10kWを超える場合

１契約につき15kWまで	6,851円48銭
上記をこえる１kWにつき	748円32銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は、季節区分及び時間帯区分の１ヶ月の時間帯別の使用電力量によって算定します。

イ）朝タイム

	春季および秋季料金	夏季および冬季料金
１kWh につき	25 円 00 銭	29 円 00 銭

ロ）昼間タイム

	春季および秋季料金	夏季および冬季料金
１kWh につき	15 円 00 銭	17 円 00 銭

ハ）タタイム

	春季および秋季料金	夏季および冬季料金
1 kWh につき	25 円 00 銭	29 円 00 銭

ロ）夜タイム

1 kWh につき	22 円 00 銭

(4) 低圧電力

イ 基 本 料 金

基本料金は、１月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量１キロワットにつき	1,164 円 92 銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用します。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量とします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定します。

１キロワット時につき	夏 季 料 金	17 円 38 銭
	その他季料金	15 円 69 銭

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。-

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月分の検針日から翌年の 4 月分の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。当該対象となる使用電力量はその 1 月の使用電力量の合計電力量とします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

4. 燃料費・電力調達調整額

(1)　燃料費・電力調達調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0053

β＝0.1861

γ＝1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は，1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。平均燃料価格の上限設定は行ないません。

（イ）1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400\text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

（ロ）1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	3 か月後の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ　非化石電源調達費用

電源の調達にかかる実費手数料として、1 キロワットにつき 1.1 円を燃料費調整単価に加算します。

ホ　燃料費・電力調達調整額の算定

燃料費・電力調達調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定します。

燃料費・電力調達調整額=使用電力量×(燃料費調整単価＋非化石電源調達費用)

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	13 銭 6 厘

5. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサル調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

（イ）1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79{,}300\text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{離島基準単価}}{1{,}000}$$

（ロ）1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,500 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（離島平均燃料価格－79,300\ 円）\ \times\ \frac{(2)離島基準単価}{1,000}$$

（ハ）1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 119.000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$（\ 119,000\ 円\ -\ 79,300\ 円\ ）\ \times\ \frac{(2)離島基準単価}{1,000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

離島平均燃料価格算定期間	離島ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｻｰﾋﾞｽ調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ　離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりとします。

1キロワット時につき	3 厘

6. 容量拠出負担金

電力広域的運営推進機関から実需給前年に通知を受けた実需給年度（毎年4月から翌年3月まで）の容量拠出金仮請求額（年間総額）から、実需給年度の想定使用電力量をもとに算出した容量拠出金相当単価の一部を容量拠出負担金（容量拠出金相当の負担額）とします。容量拠出負担金の単価は、毎年度の容量拠出金仮請求額（年間総額）を前年度の電力供給量（実績値）に基づき算出します。確定した単価は当法人ホームページ上でお知らせします。

7. 賠償負担金、廃炉円滑化負担金

託送料金に含まれている賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、請求しません。毎月、電気料金から差し引いて、その明細を「グリーンコープでんきご利用明細書」でお知らせします。

8. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次のいずれかによって算定します。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定します。

(1) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$